

## 金融統計の見直しに伴う公表データの変更について

当店では、3月5日公表予定の「群馬県金融関連データ」より、実質預金残高および貸出金残高の定義について、以下の点等を変更しますので、お知らせします。また、これに合わせ、当店公表資料「群馬県金融経済概況」に記載されている実質預金残高および貸出金残高についても、次回公表（4月1日）分より、同様の定義に変更します。

見直し対象となる統計：実質預金残高、貸出金残高

	集計対象	公表時系列
旧定義データ	● 国内銀行（銀行本体の設立根拠が国内法に準拠している銀行<ゆうちょ銀行を除く>）および信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫、中央労働金庫、農業協同組合の群馬県内店舗。	2005年1月～ 2020年12月
新定義データ	● 国内銀行（銀行本体の設立根拠が国内法に準拠している銀行<ゆうちょ銀行、信託銀行の信託勘定分を除く>）の群馬県内店舗および群馬県内に本店を有する信用金庫の全店舗。	2005年1月～ 〔内訳は〕 2021年1月～

(本件に関するお問い合わせ先)  
日本銀行前橋支店 総務課  
TEL 027-225-1145  
FAX 027-220-1025

以 上